

定期積金

令和2年9月1日現在

1. 商品名	・定期積金（スーパー積金）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・6カ月以上5年以内
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・店頭表示の預金利率表によります。 ・契約時に証書（通帳）に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・掛金、契約期間及び利率水準によっては、給付補填金が付かない場合があります。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・個人の給付補填金には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （なお、マル優は利用できません） ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入れができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いいたします。
11. 金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は、店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（平日9時～17時、フリーダイヤル：0120-858-455）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫の営業日に、営業店及び総務部、または全国しんきん相談所（平日9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）



鹿沼相互信用金庫